

京田辺市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（趣旨）

第1条 この規約は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項及び京田辺市地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和2年京田辺市告示第40号）第1条の規定に基づいて設置した京田辺市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、京都府京田辺市田辺80番地に置く。

（事業）

第3条 協議会は、京田辺市の公共交通活性化に向けて、次に掲げる事項を協議し、関係する事項を実施する。

- （1） 地域公共交通の活性化に関する総合的な計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- （2） 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3） 計画に位置付けられた事業の実施及び進捗状況に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、協議会の事務を遂行するために必要なこと。

（協議会の委員）

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 法第2条第2号に規定する公共交通事業者等の代表者等
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 市民又は地域公共交通の利用者
- （5） 各種団体の代表者等
- （6） 市職員
- （7） 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要があると認める者

- 2 前項に定めるもののほか、公共交通の広域性に鑑み、協議会にオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となった委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

- 2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、第4条第1項第1号に規定する委員のうちから、当該委員の互選によって定める。

- 2 副会長は、第4条第1項第6号の委員をもって充てる。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は、委員の中から会長が指名する。

- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。

- 3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員（市民、地域公共交通の利用者及び学識経験者に区分する委員を除く。）は、会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができる。

- 4 前項の場合において、欠席する委員は、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 5 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

(分科会の設置)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、京田辺市建設部交通政策担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第15条 委員は、会議又は分科会に出席したときは、報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和2年8月26日から施行する。